

# 第十回徒然草エッセイ大賞企画運営業務仕様書

## 1 趣旨

日本三大随筆とされる徒然草の第52段には、仁和寺の法師が石清水八幡宮に参拝を試みる一説があり、中学校の教科書にも掲載されている。この52段に因み、優れたエッセイ（随筆）を広く全国に募り、「文化芸術都市・八幡市」の推進と発信に繋げるとともに、全国に「八幡市」をアピールすることによって、郷土に対する誇りや愛着を持つ機会の提供を目的として徒然草エッセイ大賞を実施する。

## 2 業務名

第十回徒然草エッセイ大賞企画運営業務

## 3 主催者等

主催：八幡市、八幡市教育委員会

協力：石清水八幡宮

後援：京都府、京都府教育委員会（予定）

## 4 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 5 スケジュール（予定）

令和8年5月下旬	委託事業契約締結
6月以降	募集開始
	応募締切・作品選考
令和9年3月中旬	受賞者・受賞作発表

## 6 業務内容

実施計画策定から受賞者・受賞作発表までの一括した企画運営について、次の項目に十分留意し、企画提案し、発注者と協議のうえ実施すること。

### （1）実施計画の策定

- ・全体を統括する担当者を配置し、全ての調整事項をマネジメントすること。

- ・ 募集から受賞者・受賞作発表にいたる全体業務の詳細内容とスケジュールにつき、最適な計画を策定する。
- ・ 情報発信と市民参加により、「文化芸術都市・八幡市」の地方創生推進に資する事業となることに留意する。

## (2) 募集要領の策定

- ・ 趣旨に応じたテーマの設定・部門・字数ほか募集作品などの条件をはじめ、応募・選考・発表・受賞にいたる詳細な募集要領を策定する。

## (3) 募集業務の実施

- ・ 全国から応募を得ることを目的に、チラシ・ホームページ・広告などを用いた広報業務を提案し実施する。ホームページ等の作成・アップロードに係る費用については負担すること。
- ・ 募集事務局の体制や業務内容を提案し実施する。

## (4) 作品の選考

- ・ 選考の段取や方法を提案し実施する。
- ・ 選考委員として、山極壽一氏（委員長）、茂木健一郎氏、中江有里氏の3名を主とした体制を構築し選考を実施する。なお、選考委員とは、受託後に連絡調整並びに依頼交渉を行うものとし、謝金支払い等も行う。

## (5) 受賞者・受賞作発表

- ・ 賞の種類をはじめ賞金や賞品内容を提案し手配を行い、支払い等の対応を行う。
- ・ 受賞者および受賞作品の発表方法を提案し実施する。
- ・ 授賞式の実施内容を提案し実施する。

## (6) その他

- ・ 第十回記念として、業務内容を検討・提案する。

## 7 業務着手時届出書類

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出し、発注者の承諾を受ける。(様式は任意)

ア 業務工程表

イ 担当技術者一覧

※この委託業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること

ウ 協力事務所等がある場合はその事務所概要と担当者一覧

エ その他発注者が必要に応じ指定する書類

- (2) 受託者は(1)に定める書類の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で報告し、発注者の承諾を受けなければならない。

## 8 業務完了時届出書類

受託者は、業務完了後速やかに業務完了届を提出すること。

## 9 提案限度額

13,500千円(税込)

## 10 その他

- (1) 地方創生の取組として、本事業の実施が「文化芸術都市・八幡市」の全国への情報発信となるとともに、多くの市民参加により「文化芸術都市・八幡市」の推進と醸成に資するものとなるよう留意すること。
- (2) 作品の応募数は2,500件を想定し、その増減にかかる経費の増減については、予算の範囲内で対応することとし、発注者と協議の上決定すること。そのほか、この仕様書に規定のない事項については、発注者と協議の上決定すること。
- (3) 本事業を次年度以降も継続できるものとするよう努めること。